



許可番号 08911028664

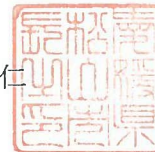
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
氏名 株式会社パブリック
代表取締役 三野 輝男



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁



許可の年月日

令和 2年 4月14日

許可の有効年月日

令和 9年 4月11日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかをあらかじめにすること。）

（事業の区分）

収集・運搬（積替え及び保管行為を含む。）

（産業廃棄物の種類）

廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ばいじん、鉱さい、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、紙くず、木くず、処分するために処理したもの
以上17種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

（所在地）松山市南吉田町2369番地1

- ① 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類
（面積：14㎡ 保管上限：28.0m³ 高さ：2.0m）
- ② 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類
（面積：13.44㎡ 保管上限：25m³ 高さ：1.9m）
- ③ 燃え殻、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、処分するために処理したもの
（裏面に続く）

(面積：7.66㎡ 保管上限：17㎡ 高さ：2.23m)
④ 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(面積：0.98㎡ 保管上限：0.36㎡ 高さ：1.26m)

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新、変更の状況

- 当初許可 平成 7年 4月 12日
- 住所変更 平成 10年 4月 27日
(旧：徳島県板野郡北島町中村字竹ノ下25番地の21)
- 更新許可 平成 12年 4月 12日
- 代表者変更(旧：谷岸武雄) 平成 15年 9月 22日
- 代表者変更(旧：濱谷春美) 平成 16年 12月 1日
- 更新許可 平成 17年 4月 12日
- 住所変更(旧：香川県高松市香西本町1番地122) 平成 17年 7月 18日
- 住所変更 平成 17年 10月 11日
(旧：香川県三豊郡大野原町大字福田原241番地1)
- 変更許可(積替え保管行為の追加) 平成 19年 3月 1日
- 組織変更(旧：有限会社パブリック) 平成 19年 8月 29日
- 変更届出 平成 22年 3月 31日
(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの積替え保管行為の追加)
- 更新許可 平成 22年 6月 11日
- 変更届出 平成 25年 11月 15日
(積替え保管場所の変更及び一部廃止、保管容量の変更)
- 変更届出 平成 26年 12月 1日
(積替え保管場所の変更及び一部廃止、保管容量の変更)
- 更新許可 平成 27年 4月 21日
- 変更届出 平成 29年 10月 16日
(積替え保管容量の変更)
- 更新許可 令和 2年 4月 14日
- 優良基準適合確認 令和 2年 4月 14日
- 変更届出 令和 2年 4月 30日
(積替え保管場所の一部廃止)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無